

城下町探訪 33

2009/11/12

大火と本町・中町の道

1, 本町・中町の火災と道幅

松本開闢以来の大火といわれた火災は、安永5年（1776）12月17日夜4つ過ぎ（22時）中町綿屋から出火した「綿屋火事」とばれる火災といわれています。「旧松本市史」の伝えるところによれば、折からの烈風にあおられ火は八方に広がり本町五丁全部・中町四丁残らず、伊勢町三丁、小池町二丁・飯田町五丁残らず焼失。川北の町人地は東町の大半、安原町一丁を焼き尽くしました

藩関係及び武家地は六九廐・町所・郡所・御預役所が焼け、今町木戸迄や焼け、大手橋は焼け落ちた。火は城内へ飛び火し大名町・土井尻・柳町・地藏清水の武家屋敷敷を焼き、それから二の丸に移り御蔵二棟、飛び火して弥勒院と北馬場の武家屋敷5軒を焼いています。高塀・櫓九ヶ所焼失、大手門と東門の屋根は少々焦げただけで防ぎ止めました。寺院は生安寺・浄林寺（山門残）・全久院・（山門残）・乾瑞寺・光明院・弥勒院が焼失しました。焼失概数1217軒、うち武家屋敷57軒、土蔵は295ほど焼け落ちました。

下の表は多湖家文書「魁将録抜粹」が伝える被害状況です。この表は町方の被害を記していますが、東町と安原を欠いています。

町方焼失左の通り

町名	本家	借家	土蔵	物置	木部屋	廐
中町	109軒	162軒	66箇所	68箇所	14箇所	1箇所
本町	115	143	88	71	24	40
伊勢町	70	60	16	71	1	4
飯田町	43	129	9	—	—	—
小池町	17	14	3	5	—	—
宮村町	21	10	3	7	—	—
	375	518	185	222	39	45

12月17日の夜になってようやく鎮火しました。復旧に当たっては防災上の見地から本町1丁目から4丁目までの町幅（道幅）を3間から4間に広げました。また中町は2間幅から4間幅にしました。これは道路に火除け地としての意味を持たせるもので、たとえば道路東側に火災が発生した場合、西側に移るのを防止しようとしたものでした。

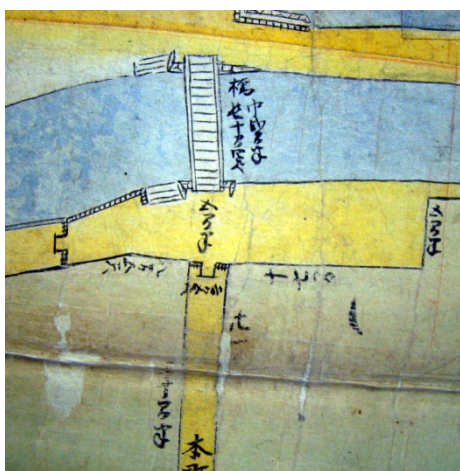
しかし、この道幅を2間広くした本町は寛政7年（1795）正月2日本町3丁目から出火し西風にあおられて大火となり本町1丁目から4丁目まで、中町・飯田町・小池町・宮村町西浦通り・生安寺小路・新小路・一ツ橋表小路を焼いています。

さらに、文化5年（1808）4月19日夜4つ頃本町1丁目より出火、南東の風で直

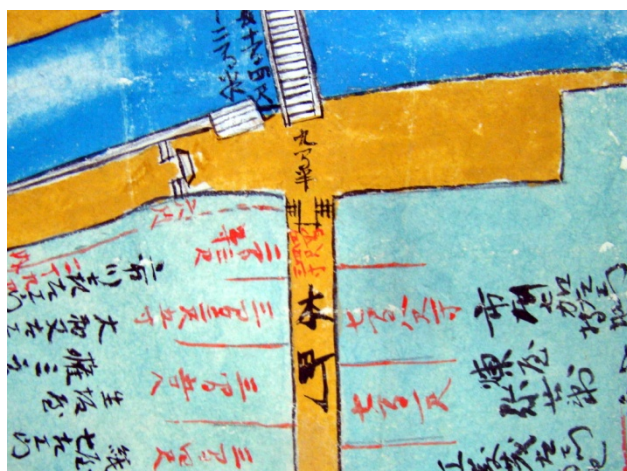
ちに両側に移り、両側を大手まで焼いて、南は西側のみ3丁目まで焼きました。風向きも幸いして、道路が火除け地の役割をはたしました。生安寺小路は両側飯田町境まで全焼し、伊勢町は両側南は鍛冶小路まで北は玄向源八野家まで。この時全久院も焼失しています。

さて天保5年（1834）7月1日夜8つ（午前2時）本町5丁目より出火、この時本町は4～5丁目を焼き飯田町南側の一部を焼いています。この後、5丁目の道幅は2間広げて5間幅になりました。

しかし、元治2年（1865・明治元）2月11日夜亥の刻（10時）博労町西側から出火し、南風をうけて本町は5丁目から1丁目までを焼き、中町は裏小路まで残らず焼け、風が南西に変わり飯田町・小池町・宮村町は火の海となった。この時の焼失家屋は1200軒余でした。



享保13年秋改図



天保6年南北深志絵図

絵図で確認すると享保13年（1728）の本町1丁目の道幅は2間5尺、天保6年では4間4尺3寸と広がっています。また天保6年の本町5丁目の道幅は4間5尺2寸と表記されています。

2 明地^{あけち}としての御用地^{ごようち}

次ページの天保6年南北深志絵図の様に城下町を流れる用水路の両側に3尺から広いところで8尺5寸の幅の御用地が取られている。ここは建築が禁止されており火事や地震が発生したとき密集地からの逃げ道として確保されていました。

また、本町と伊勢町の東側の境目には次ページ絵図のように火除けのための御用地が確保されていました。

伊勢町南側と本町との境で道路側は4尺4寸女鳥羽川側は3尺。伊勢町北側と本町との境では、道路側は3間4尺で道路と反対の南側で1間2尺6寸の幅をもっていました。この幅からみて、延焼を防ぐ火除け地であったと思われます。

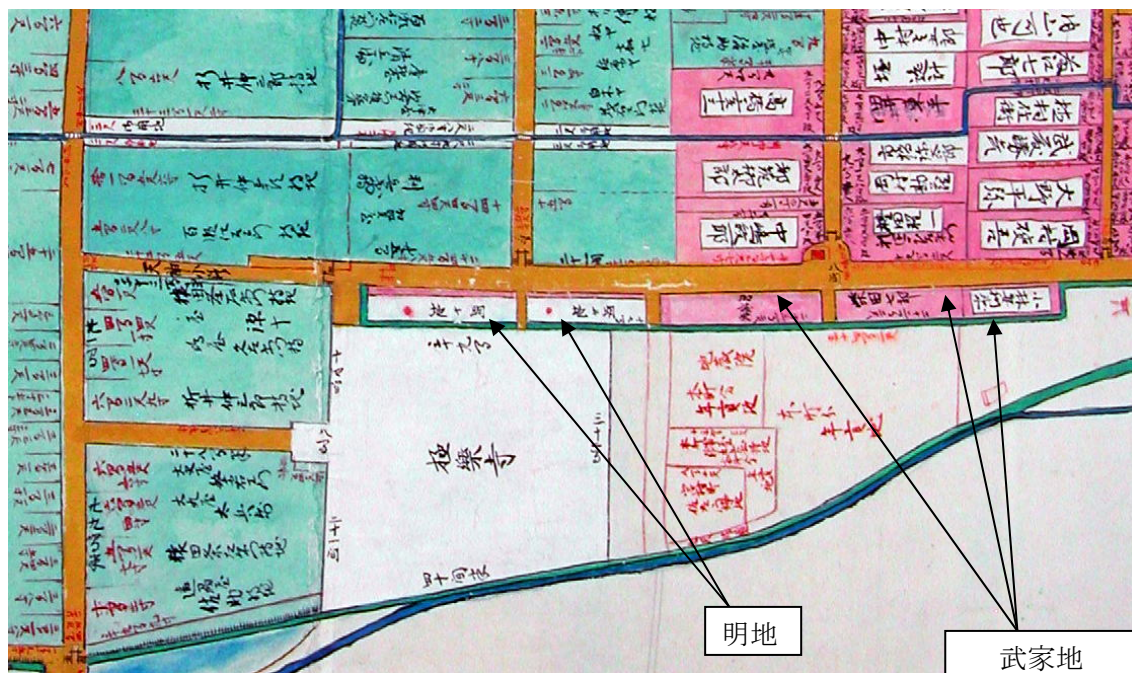


3 松本城下町^{あけち}の明地



明暦 2 年（1656）東門近くの総堀を掘り揚げた上土明地がありました。藩はこの一体を武家地としたほか牢舎と米倉二棟を建てました。上土の南端から女鳥羽川に沿って帯状に伸びた縄手がありこの明地は町人地からの火災が城内に及ばないようにと女鳥羽川と共に火除けの役割を担っていました。

さて、天神の馬場について見てみたい。天保6年段階の天神馬場の様子であるが



天神小路と天神馬場

絵図のように郭外に造られた調練用の馬場であるが天保時代にはすでに武家の屋敷地に転用され、残りの部分が火除け地として明地になっていることが分かります。

参考文献

- ・松本市史第2巻 歴史篇Ⅱ近世 ・昭和8年刊 松本市史 上
- ・東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第2巻 歴史下
- ・「よみがえる 城下町松本」郷土出版